

365日で監視指導を行う体制を整備しました。また、民間警備会社へ監視業務を委託するなど、悪質巧妙化する不法投棄等に機動的に対応できる体制を整備しました。これらにより、産廃・残土県民ダイヤルへの通報にも機動的に対応して、不法投棄等の早期発見・早期対応を図っています。

悪質な行為者については、法に基づき措置命令を発し、履行する意思のない者には刑事訴訟法に基づき告発を行いました。

図表 3-2-15 千葉県グリーン・アクション・チーム



(イ) 監視・指導等を行う出先機関を設置しての監視指導体制の整備

保健所に対応していた不法投棄の苦情等について、13年度からは10支庁に県民環境課を、16年度からは5県民センター及び5県民センター事務所に地域環境保全課・室を23年度からは10地域振興事務所に地域環境保全課を設置して対応し、不法投棄等の監視指導体制の整備を図っています。

図表 3-2-16 監視パトロール

(監視パトロール中に発見した不法投棄)



(ウ) 市町村職員への立入検査権限の付与

13年9月から市町村職員へ立入検査権を付与し、市町村との連携を図ることにより、地域での監視体制を強化しています。

24年度は協定を締結した44市町村から推薦のあった371名の市町村職員に対し、県職員の併任発令を行い、立入検査証を発行して、立入検査権を付与しました。

図表 3-2-17 立入検査

(廃棄物の不法投棄現場)



(エ) 県警本部に環境犯罪課を設置

14年4月に千葉県警に全国で初めての環境犯罪課が設置され、不法投棄等の不適正処理に対する取締りについて連携を強化しています。

24年は、不法投棄事犯198件、248人を検挙しました。

(オ) 市町村との連携・他都県市との広域連携

a 産業廃棄物不法投棄防止対策地域連絡会議

各地域振興事務所単位で、管内の県の出先機関、市町村、警察署などを構成員として監視・指導の協議や緊急通報体制を確保するとともに、合同パトロールを実施する等、不法投棄撲滅に努めています。

b 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム30）

都県域をまたぎ広域的に行われる産業廃棄物の不適正処理の防止と良好な生活環境の保

全、不適正処理発生後の迅速な対応を図るため本協議会を設置し、関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令市相互の情報交換、調査等の協力体制の強化に努めています。

(参加自治体) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市、宇都宮市、前橋市、長野市、相模原市、さいたま市、郡山市、いわき市、川崎市、船橋市、柏市、高崎市

図表 3-2-18 路上一斉調査

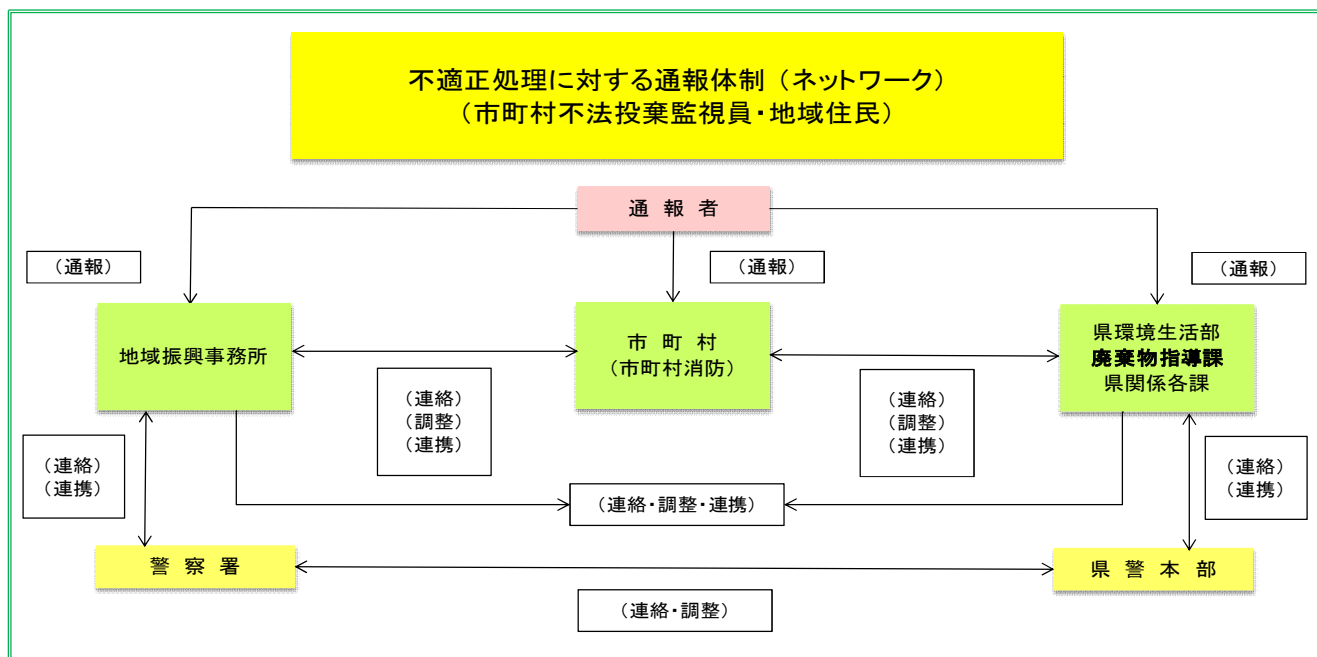
(産廃スクラム 30 による収集運搬車両一斉調査)



(カ) 不法投棄撲滅ネットワークの整備

不法投棄等不適正処理された産業廃棄物は、火災や水質汚濁、悪臭や堆積物の崩落などの危険性を内包しており、生活環境に大きな影響を与えます。このため、県では不法投棄等の撲滅に向けて行政機関のみならず、県民にも協力を呼びかけ、県民と一体となった全県的な不法投棄撲滅のための運動を促進して早期発見・早期対応に努めています。

また、不法投棄等の情報を早期に得て迅速な対応を図るため、2年度から市町村が設置する「不法投棄監視員制度」の運営に対しその費用の一部を助成しており、24年度は39市町村（監視員数852名、千葉市、船橋市、柏市を除く）に対し補助金を交付しました。



※県では、県民からの不法投棄等の通報に対して、廃棄物指導課内に専用電話を設置して、勤務時間内は勿論のこと、土日・祝祭日を問わず365日、受け付けて対応しています。

産廃・残土県民ダイヤル 043-223-3801

(キ) 県独自条例の制定

a 廃棄物条例（千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例）

悪質な不法投棄を防止し、火災や崩壊の危険が高い不法堆積を解消するため、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を14年3月26日に制定し、10月1日から施行しました。

この条例では、自社処理を装って法律の規制を免れる悪質な行為を防止するため、県独自の対策を規定しています。

図表 3-2-19 条例の主な内容（廃棄物条例）

項目	内容
廃棄物処理票の作成、携行等	排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合でも、法のマニフェストに準じた「廃棄物処理票」の作成、交付、携行、保存を義務付けています。
自社処分場への搬入搬出時間の制限	自社処分場（積替保管・中間処理・最終処分）への夜間（午後10時から午前6時まで）の搬入搬出は原則として禁止します。
収集運搬車両へのステッカーの表示	収集運搬業の許可を有する事業者の登録車両に、ステッカーによる表示を義務付けています。
小規模産業廃棄物処理施設への許可制の導入	法の許可対象規模未満の施設で、事業場以外に設置する焼却施設、破碎施設、積替え保管場については、許可が必要です。

b 硫酸ピッチ条例（千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例）

*硫酸ピッチは、一旦生成されると不法投棄につながり、県民の生活環境や自然環境へ悪影響を及ぼします。このため、抜本的対策として、県独自に、不正な利益を図る目的による硫酸ピッチの生成そのものを禁止する「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」を19年7月10日に制定し、9月1日から施行しました。

図表 3-2-20 条例の主な内容（硫酸ピッチ条例）

項目	内容
生成禁止	不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成することを禁止します。
中止命令	条例の規定に違反して、不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成させる者に対し、生成の中止を命じます。
報告徴収・立入検査	硫酸ピッチや硫酸ピッチの疑いのある物を生成し、または生成させた者に対し、必要な報告を求め、また、事務所などに立入検査をすることができます。
罰則	硫酸ピッチの生成中止命令違反、報告徴収違反、立入検査拒否等に対して、100万円以下の罰金等、厳しい罰則が適用されます。

(ク) 支障除去事業の実施

不適正処理された産業廃棄物は行為者等の原因者が適正に処理することが原則です。

そのため、行為者に対する撤去指導に併せて不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等の特定にも努め、排出事業者等に対し撤去を強く指導しています。

その結果、行為者や排出事業者等による撤去が行われたものもあります。

しかしながら、行為者等による撤去が見込めない場合で、かつ地域住民の健康への影響等、生活環境保全上に顕著な支障が生じた場合、又は、生じるおそれがある場合には、県は県民の生活環境を保全するため、行為者等に代わり、国の支援や（社）千葉県産業廃棄物協会等の関係団体の協力等を活用して支障除去事業を実施しています。

（支障除去事業の主な事例）

○ 家屋解体に伴い発生した木くずをチップにしてリサイクルと称して不法に堆積した現場から火災が発生し3週間燃え続け、鎮火後も小規模火災を繰り返し、再出火の発生が危惧される状態が継続したことから、火災発生防止対策としての支障除去事業を実施しました。

図表 3-2-21 支障除去事業

(不法堆積された木材チップの除去)



- 硫酸ピッチ入りドラム缶が崖の上から不法投棄され硫酸ピッチが河川等に流出したり、倉庫に不適正に保管された硫酸ピッチ入りドラム缶から硫酸ピッチが漏れ出したりして、生活環境保全上の支障が生じるおそれが顕著になったことから硫酸ピッチを撤去又は中和処理する支障除去事業を実施しました。

なお、これまで確認された県内の硫酸ピッチについては、19 年度中に全量撤去が完了しています。

図表 3-2-22 支障除去事業

(不適正保管の硫酸ピッチの除去)



- 屋外に不適正保管されていた廃コンデンサ等に P C B（ポリ塩化ビフェニル）を含む油が使用されていたことが発覚し、錆等の腐食の進行により P C B の漏出拡大が危惧されたことから、漏出防止対策としての支障除去事業を実施しました。

ウ 廃棄物に関する情報の公開

県では、廃棄物処理法や廃棄物条例（千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例）に基づき行政処分を行った場合、その処分を受けた者の氏名等を、廃棄物条例に基づきホームページで公表し、不適正処分の防止を図っています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現況	目 標
新たな不法投棄量 (投棄量 10 トン以上の不法投棄箇所における投棄量の総量)	23, 861 t (18 年度)	8, 380 トン (23 年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指します (早期実現)

《評価》

産業廃棄物の不法投棄確認量は大幅な減少傾向にある一方で、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であり、不法投棄などの不適正処理の未然防止に向け、関係者が緊密な連携を図り、監視・指導活動をさらに強化することにより、目標達成を目指す。

24 時間・365 日体制の監視活動の継続や、警察や市町村と連携した指導の強化等により、大規模で組織的な不法投棄事案は著しく減少し、新たな不法投棄確認量はピーク時（11 年度）の約 18 万トンに比べ、23 年度には約 20 分の 1 まで減少しています。

一方で、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものと、小規模でゲリラ的な不法投棄は、依然として後を絶たない状況です。

このことから、警察や市町村に加え、民間事業者などとの連携を図り、迅速で的確な監視・指導活動を更に強化するなど、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、適正処理の確保のための体制づくりを進め、新たな不法投棄量ゼロを目指します。

